

第11次東広島市交通安全計画の 実施状況について

(令和5年度)

東 広 島 市

はじめに

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき策定された「第11次東広島市交通安全計画（令和3～7年度）」では、計画の最終年である令和7年までに、交通事故死者数を年間5人以下（うち高齢者を2人以下）、交通事故重傷者数を年間45人以下とする目標を掲げています。

この目標を実現するため、本計画期間中に本市及び各関係機関が講じようとする施策を具体的に示したもので、必要に応じた事業の見直しや次期計画の策定を行うため、年度ごとの進捗状況の把握を行うために作成しています。

今後も、「交通安全計画」に基づき、市をはじめ関係機関・団体と市民が様々な形で協働して取り組み、地域の実態に即した効果的な交通安全施策を推進することで、究極的には交通事故のない東広島市の実現を目指してまいります。

○道路交通の安全に関する施策体系

【理念】

- ① 人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指す。
- ② 今後は、道路交通事故による死者数及び命に関わり優先度の高い重傷者数をゼロに近づけることを目指す。

【目標】令和7年までに

- ① 交通事故死者数を年間5人以下（内高齢者2人以下）
- ② 交通事故重傷者数を年間45人以下

【重視すべき視点】

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

【講じようとする施策】

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救急・救助活動の充実
- ⑦ 交通事故被害者支援の充実強化

○管理数値目標

※事故統計については年集計

	年間目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故死者数	5人以下	6人	3人			
（うち高齢者）	2人以下	4人	1人			
交通事故重傷者数	45人以下	60人	39人			

第1節 道路交通環境の整備

- 1 生活道路における人優先の安全安心な歩行空間の整備・・・・・・・・・・ 1
- 2 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・ 2
- 3 高齢者等の移動手手段の確保・充実・・・・・・・・・・ 5
- 4 無電柱化の推進・・・・・・・・・・ 5
- 5 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・ 5
- 6 モビリティ・マネジメントの推進・・・・・・・・・・ 6
- 7 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 7
- 8 総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・・・ 8
- 9 道路交通情報の充実・・・・・・・・・・ 8
- 10 交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・・・ 8

第2節 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・ 9
- 2 効果的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・ 11
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・ 12
- 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等・・・・・・・・・・ 14
- 5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進・・・・・・・・・・ 14

第3節 安全運転の確保

- 1 運転者教育等の充実・・・・・・・・・・ 14
- 2 道路交通に関する情報の充実・・・・・・・・・・ 15

第4節 車両の安全性の確保

- 1 先進安全自動車（ASV）の普及促進及び高齢運転者による事故への安全対策の推進・ 15
- 2 自動運転車の活用の推進・・・・・・・・・・ 15
- 3 自転車の安全利用の確保・・・・・・・・・・ 16

第5節 道路交通秩序の維持

- 1 交通の指導取締りの強化等・・・・・・・・・・ 16
- 2 暴走族等対策の推進・・・・・・・・・・ 17

第6節 救急・救助活動の充実

- 1 救急・救助体制の整備・・・・・・・・・・ 17
- 2 救急医療体制の整備・・・・・・・・・・ 18
- 3 救急関係機関の協力関係の確保等・・・・・・・・・・ 18

第7節 交通事故被害者支援の充実強化・・・・・・・・・・ 18

第1節 道路交通環境の整備

1 生活道路における人優先の安全安心な歩行空間の整備

(1)生活道路における交通安全対策の推進

【関係機関】

東広島警察署
各道路管理者

【概要】

生活道路における歩行者・自転車利用者の安全確保のため、路側帯の設置・拡幅等を実施するとともに「ゾーン30」「ゾーン30プラス」の導入により該当地区全体の速度抑制対策を実施する。

【内容等】

- ・歩道等の整備、維持補修
- ・酒蔵通りの美化
- ・ゾーン30の維持、ゾーン30プラスの導入検討

≪ゾーン30の現状（R5.4 現在）≫

場所名	
1	黒瀬桜ヶ丘1丁目～黒瀬切田が丘3丁目
2	黒瀬町乃美尾地区
3	高屋町小谷地区
4	西条本町地区
5	西条上市町・西条末広町・西条土与丸2丁目地区
6	高屋町白市地区

(2)通学路等における交通安全の確保

【関係機関】

東広島市通学路安全推進会議
教育総務課、各学校
各住民自治協議会
東広島警察署
各道路管理者
危機管理課
東広島市防犯連合会

【概要】

通学路等を把握し、定期的に関係機関が合同して点検、危険箇所等の把握に努め、必要があれば速やかに応急措置を講じるなどして、歩道整備等や交通規制等を積極的に推進する。

【内容等】

- ・東広島市通学路交通安全プログラムの策定によるPDCAサイクルを通じた通学路の安全性の向上





≪東広島市通学路交通安全プログラム（R1～R4 要望分）≫


種別		数量
対応済		118か所
(内訳)	防犯灯	38か所
	横断歩道の設置	6か所
	信号機	1か所
	歩道等	7か所
	ガードレールの設置	4か所
	通学路標識の設置	3か所
	横断歩道等白線書き直し	22か所
	カーブミラーの設置	1か所
	その他	36か所
事業中		19か所
対応予定		139か所
継続検討・現状対応困難		106か所

- ・東広島市防犯連合会への補助を通じた「わがまちの安全をまもり隊」（見守りボランティア）への支援

<p>(3)高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者 都市計画課</p>	<p>【概要】 信号機のLED化、道路標識の高輝度化を行うとともに、誰もが歩きやすい幅の歩道やバリアフリー対応型信号機を整備するほか、違法駐車・駐輪等の対策による歩行空間の確保などにより、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図る。</p> <p>【内容等】 ・東広島市移動円滑化基本構想（H15.3策定）の推進 ・信号機の高度化、道路標識の高輝度化の推進 ≪視覚障害者用付加装置付き信号機（R5.3現在）≫</p> <table border="1" data-bbox="611 512 1386 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>交差点名</th> <th></th> <th>交差点名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>西条東</td> <td>7</td> <td>中島</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東広島警察署前</td> <td>8</td> <td>御菌宇（北）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市役所西</td> <td>9</td> <td>西条駅南口</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>西条岡町</td> <td>10</td> <td>東広島市役所黒瀬支所前</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東広島芸術文化ホール前</td> <td>11</td> <td>榊山</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>仲伏沖</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・バリアフリーに配慮した歩道の整備 ≪現況≫</p> <table border="1" data-bbox="611 882 1390 1005"> <thead> <tr> <th></th> <th>場所名</th> <th>施設</th> <th>現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>J R西条駅</td> <td>南北自由通路、橋上化</td> <td>H26完成済</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>J R西高屋駅</td> <td>南北自由通路、橋上化</td> <td>R6完成予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>・西条駅前自転車等放置禁止区域内における放置自転車の撤去 ≪近隣駐輪場≫</p> <table border="1" data-bbox="611 1086 1386 1292"> <thead> <tr> <th></th> <th>場所名</th> <th>構造</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>西条駅前第1自転車駐車場</td> <td>立体自走式</td> <td>有料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西条駅前第2自転車駐車場</td> <td>平面自動ロック式</td> <td>有料</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>西条駅北第1自転車駐車場</td> <td>平面自走式</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市役所北自転車駐車場</td> <td>平面自走式</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		交差点名		交差点名	1	西条東	7	中島	2	東広島警察署前	8	御菌宇（北）	3	市役所西	9	西条駅南口	4	西条岡町	10	東広島市役所黒瀬支所前	5	東広島芸術文化ホール前	11	榊山	6	仲伏沖				場所名	施設	現況	1	J R西条駅	南北自由通路、橋上化	H26完成済	2	J R西高屋駅	南北自由通路、橋上化	R6完成予定		場所名	構造	料金	1	西条駅前第1自転車駐車場	立体自走式	有料	2	西条駅前第2自転車駐車場	平面自動ロック式	有料	3	西条駅北第1自転車駐車場	平面自走式	無料	4	市役所北自転車駐車場	平面自走式	無料
	交差点名		交差点名																																																										
1	西条東	7	中島																																																										
2	東広島警察署前	8	御菌宇（北）																																																										
3	市役所西	9	西条駅南口																																																										
4	西条岡町	10	東広島市役所黒瀬支所前																																																										
5	東広島芸術文化ホール前	11	榊山																																																										
6	仲伏沖																																																												
	場所名	施設	現況																																																										
1	J R西条駅	南北自由通路、橋上化	H26完成済																																																										
2	J R西高屋駅	南北自由通路、橋上化	R6完成予定																																																										
	場所名	構造	料金																																																										
1	西条駅前第1自転車駐車場	立体自走式	有料																																																										
2	西条駅前第2自転車駐車場	平面自動ロック式	有料																																																										
3	西条駅北第1自転車駐車場	平面自走式	無料																																																										
4	市役所北自転車駐車場	平面自走式	無料																																																										
<p>2 幹線道路における交通安全対策の推進</p>																																																													
<p>(1)事故ゼロプランの推進</p> <p>【関係機関】 国道事務所</p>	<p>【概要】 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）対象箇所として、死傷事故率の高い区間を選定し、地域住民に注意喚起を行うとともに、事故類型や事故要因を明らかにしたうえで、それらに即した交差点改良等の対策を行い、安全かつ快適な交通環境の確立を図る。</p> <p>【内容等】 ・ホームページによる地域住民への注意喚起 ≪市内の事故ゼロプラン対象箇所（R5.3現在）≫</p> <table border="1" data-bbox="611 1673 1273 1879"> <thead> <tr> <th></th> <th>場所名</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>道照交差点</td> <td>立体化工事中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>安芸津町小松原</td> <td>用地買収</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安芸津町風早</td> <td>経過観察中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安芸津町三津～木谷</td> <td>工事中・用地買収</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国土交通省指定の代表区間（公開分）のみ</p>		場所名	進捗状況	1	道照交差点	立体化工事中	2	安芸津町小松原	用地買収	3	安芸津町風早	経過観察中	4	安芸津町三津～木谷	工事中・用地買収																																													
	場所名	進捗状況																																																											
1	道照交差点	立体化工事中																																																											
2	安芸津町小松原	用地買収																																																											
3	安芸津町風早	経過観察中																																																											
4	安芸津町三津～木谷	工事中・用地買収																																																											

<p>(2)事故危険箇所対策の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者 危機管理課</p>	<p>【概要】 交通事故の多発する危険交差点において、現場で関係者が交差点危険度の判断を行い、道路改良、信号機の運用見直し、道路標示の高輝度化等、必要な交通安全施設等の整備を行う。</p> <p>【内容等】 ・東広島市交通安全調整会議の開催 <<令和4年度実績>></p> <table border="1" data-bbox="611 456 1430 795"> <thead> <tr> <th>回次・月日</th> <th>内容</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>事故多発交差点で現地検討を実施 ・西条町下見 4276 番地 3 先 ・しろやまトンネル西方 ・藤田沖交差点</td> <td>車線の塗り直し等 ・吉川西条線 ・造賀田万里線</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>市内の交通事故発生状況の報告 次年度の検討交差点を選定 ・磯松工業団地内 ・八本松町原 ・磯松交差点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p><<国土交通省・警察庁指定の事故危険箇所（R4.3 現在）>></p> <table border="1" data-bbox="611 1115 1409 1487"> <thead> <tr> <th></th> <th>交差点名</th> <th>路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>宗吉交差点</td> <td>国道2号線</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上三永西交差点</td> <td>国道2号線</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>仁賀口交差点</td> <td>国道2号線</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>志和インター入口交差点</td> <td>国道2号線</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単路（風早 3155）</td> <td>国道185号線</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>金丸交差点</td> <td>国道185号線</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>交差点名なし（津江 4415）</td> <td>東広島・呉自動車道</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>志和堀（北）交差点</td> <td>主要地方道東広島白木線</td> </tr> </tbody> </table>	回次・月日	内容	結果	第1回	事故多発交差点で現地検討を実施 ・西条町下見 4276 番地 3 先 ・しろやまトンネル西方 ・藤田沖交差点	車線の塗り直し等 ・吉川西条線 ・造賀田万里線	第2回	市内の交通事故発生状況の報告 次年度の検討交差点を選定 ・磯松工業団地内 ・八本松町原 ・磯松交差点		2/3				交差点名	路線	1	宗吉交差点	国道2号線	2	上三永西交差点	国道2号線	3	仁賀口交差点	国道2号線	4	志和インター入口交差点	国道2号線	5	単路（風早 3155）	国道185号線	6	金丸交差点	国道185号線	7	交差点名なし（津江 4415）	東広島・呉自動車道	8	志和堀（北）交差点	主要地方道東広島白木線
回次・月日	内容	結果																																						
第1回	事故多発交差点で現地検討を実施 ・西条町下見 4276 番地 3 先 ・しろやまトンネル西方 ・藤田沖交差点	車線の塗り直し等 ・吉川西条線 ・造賀田万里線																																						
第2回	市内の交通事故発生状況の報告 次年度の検討交差点を選定 ・磯松工業団地内 ・八本松町原 ・磯松交差点																																							
2/3																																								
	交差点名	路線																																						
1	宗吉交差点	国道2号線																																						
2	上三永西交差点	国道2号線																																						
3	仁賀口交差点	国道2号線																																						
4	志和インター入口交差点	国道2号線																																						
5	単路（風早 3155）	国道185号線																																						
6	金丸交差点	国道185号線																																						
7	交差点名なし（津江 4415）	東広島・呉自動車道																																						
8	志和堀（北）交差点	主要地方道東広島白木線																																						
<p>(3)幹線道路における交通規制</p> <p>【関係機関】 東広島警察署</p>	<p>【概要】 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、道路交通の実態等を踏まえ、交通規制の見直しを行い、その適正化を図る。</p> <p>【内容等】 ・指定速度規制、はみ出し通行禁止等の見直し</p>																																							

<p>(4)重大事故の再発防止</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者 東広島交通安全協会</p>	<p>【概要】 重大交通事故の発生現場において、地域住民等を含めた関係機関が合同で現場検討を実施し、必要な交通安全施設等の整備を行う。</p> <p>【内容等】 ・交通死亡事故が発生した場合、現地での合同検討会を実施</p>  <p>≪令和4年度開催≫</p> <table border="1" data-bbox="608 539 1425 685"> <thead> <tr> <th></th> <th>日付</th> <th>場所</th> <th>事故形態</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>6/6</td> <td>志和町志和東</td> <td>四輪×四輪</td> <td>5/26 発生現場</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1/12</td> <td>河内町入野</td> <td>四輪単独</td> <td>12/3 発生現場</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1/12</td> <td>西条町西条東</td> <td>四輪×歩行者</td> <td>1/12 発生現場</td> </tr> </tbody> </table> <p>≪令和4年度実績≫</p> <table border="1" data-bbox="608 723 1345 835"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定外標示（左右確認）</td> <td>志和東 事故現場</td> </tr> <tr> <td>付近住民への啓発チラシ配布</td> <td>西条東 付近住民</td> </tr> </tbody> </table>		日付	場所	事故形態	備考	1	6/6	志和町志和東	四輪×四輪	5/26 発生現場	2	1/12	河内町入野	四輪単独	12/3 発生現場	3	1/12	西条町西条東	四輪×歩行者	1/12 発生現場	種別	備考	法定外標示（左右確認）	志和東 事故現場	付近住民への啓発チラシ配布	西条東 付近住民		
	日付	場所	事故形態	備考																									
1	6/6	志和町志和東	四輪×四輪	5/26 発生現場																									
2	1/12	河内町入野	四輪単独	12/3 発生現場																									
3	1/12	西条町西条東	四輪×歩行者	1/12 発生現場																									
種別	備考																												
法定外標示（左右確認）	志和東 事故現場																												
付近住民への啓発チラシ配布	西条東 付近住民																												
<p>(5)適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>【関係機関】 各道路管理者</p>	<p>【概要】 歩行者・自転車・自動車等の異種交通の分離や、高規格道路の整備による交通量の分担、交通拠点へのアクセス道路の整備等を推進し、適切に機能分担された道路網を目指す。</p> <p>【内容等】 ・歩道、自転車道の整備による異種交通の分離 ・国直轄事業による広域的道路ネットワークの強化</p> <table border="1" data-bbox="608 1115 1369 1261"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国道2号線（安芸バイパス）</td> <td>R5.3.19 全線開通</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国道2号線（道照交差点）</td> <td>立体化工事着手</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>国道185号線（安芸津バイパス）</td> <td>工事中、全通未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>・インターチェンジ増設による交通量の分担 ～八本松スマートIC：令和8年末開通予定</p>		路線名	備考	1	国道2号線（安芸バイパス）	R5.3.19 全線開通	2	国道2号線（道照交差点）	立体化工事着手	3	国道185号線（安芸津バイパス）	工事中、全通未定																
	路線名	備考																											
1	国道2号線（安芸バイパス）	R5.3.19 全線開通																											
2	国道2号線（道照交差点）	立体化工事着手																											
3	国道185号線（安芸津バイパス）	工事中、全通未定																											
<p>(6)道路の改築等による交通事故対策の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者</p>	<p>【概要】 歩道等の設置のための既存道路の拡幅、生活道路における通過車両の抑制対策等、道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。 また、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進するとともに、環状交差点の適切な箇所への導入を推進する。</p> <p>【内容等】 ・交通安全対策に係る道路改築等の状況</p> <p>≪令和4年度末時点の実績状況≫</p> <table border="1" data-bbox="608 1671 1369 1783"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>数量</th> <th>種別</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイパス整備</td> <td>6か所</td> <td>現道拡張</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>歩道整備</td> <td>2か所</td> <td>区画整理</td> <td>1か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>・道路標識等の交通安全施設の整備、維持補修</p> <p>≪令和4年度実績≫</p> <table border="1" data-bbox="608 1861 1417 2002"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>数量</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線の塗り直し</td> <td>7か所</td> <td>スクールゾーン標示</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>通学路標示の塗り直し</td> <td>1か所</td> <td>その他法定外標示</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>「減速」等の標示</td> <td>3か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	数量	種別	数量	バイパス整備	6か所	現道拡張	7か所	歩道整備	2か所	区画整理	1か所	種別	数量			車線の塗り直し	7か所	スクールゾーン標示	1か所	通学路標示の塗り直し	1か所	その他法定外標示	2か所	「減速」等の標示	3か所		
種別	数量	種別	数量																										
バイパス整備	6か所	現道拡張	7か所																										
歩道整備	2か所	区画整理	1か所																										
種別	数量																												
車線の塗り直し	7か所	スクールゾーン標示	1か所																										
通学路標示の塗り直し	1か所	その他法定外標示	2か所																										
「減速」等の標示	3か所																												

3 高齢者等の移動手手段の確保・充実							
<p>(1)高齢者等の移動手手段の確保・充実</p> <p>【関係機関】 地域政策課 地域包括ケア推進課</p>	<p>【概要】 高齢者をはじめとする地域住民の移動手手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の特性に応じた持続可能な移動手手段の確保・充実を図る。</p> <p>【内容等】 ・地域のコミュニティバス等の運行支援 ・地域主体による公共交通の導入に向けた伴走支援（志和地区・小谷地区） ・東広島市地域公共交通利便増進実施計画（R3.3一部改正）の推進 ・高齢者移送サービス事業（高齢者割引乗車券）の実施</p> <p>≪交付要件≫</p> <table border="1"> <tr><td>① 市内に住所を有する70歳以上の人</td></tr> <tr><td>② ひとり暮らし又は高齢者等世帯</td></tr> <tr><td>③ 世帯員全員が市民税非課税であること</td></tr> <tr><td>④ タクシー乗車助成券（障害福祉課発行）の交付を受けていないこと</td></tr> </table> <p>≪交付枚数≫</p> <table border="1"> <tr><td>年間100枚（1枚100円）一括交付</td></tr> </table>	① 市内に住所を有する70歳以上の人	② ひとり暮らし又は高齢者等世帯	③ 世帯員全員が市民税非課税であること	④ タクシー乗車助成券（障害福祉課発行）の交付を受けていないこと	年間100枚（1枚100円）一括交付	
① 市内に住所を有する70歳以上の人							
② ひとり暮らし又は高齢者等世帯							
③ 世帯員全員が市民税非課税であること							
④ タクシー乗車助成券（障害福祉課発行）の交付を受けていないこと							
年間100枚（1枚100円）一括交付							
4 無電柱化の推進							
<p>(1)無電柱化の推進</p> <p>【関係機関】 都市整備課</p>	<p>【概要】 安全で快適な通行空間を確保するため、関係機関と連携を図りながら電線の地中化を促進する。</p> <p>【内容等】 ・良好な景観形成のための西条駅前「酒蔵通り」の無電柱化 ・無電柱化促進の観点から地中における電線類の占用料等を減免</p> 						
5 効果的な交通規制の推進							
<p>(1)効果的な交通規制の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署</p>	<p>【概要】 地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について適宜点検・見直しを図るとともに、交通情勢の変化を的確に把握して効果的な交通規制を実施する。</p> <p>【内容等】 ・交通情勢の変化に応じた交通規制の見直し</p> <p>≪令和4年度実績≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定速度制限の見直し</td> <td>3か所</td> <td>通学路安全対策</td> </tr> </tbody> </table>	種別	数量	備考	指定速度制限の見直し	3か所	通学路安全対策
種別	数量	備考					
指定速度制限の見直し	3か所	通学路安全対策					

6 モビリティ・マネジメントの推進

(1)公共交通機関利用の促進

【関係機関】
地域政策課

【概要】

地域の特性に応じた公共交通の導入のほか、利用促進のための各種施策を推進し、子供や高齢者等が安全に安心して公共交通機関が利用できる環境の構築を図る。

【内容等】

- ・公共交通空白地域の解消のため、コミュニティバスの運行管理（豊栄そよかぜ号、海風バス、あゆピチふれあい号）

≪活動指標≫

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
乗客数	8,312人	10,610人	—	—	—

- ・地域が主体となった地域公共交通への運行支援（黒瀬さくらバス、入野デマンド交通）

≪活動指標≫

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
乗客数	6,483人	7,088人	—	—	—

- ・まちの賑わいを促進するため、西条市街地循環線を運行支援（のんバス）

協力店舗と連携した取り組みを実施



(2)交通結節機能の強化

【関係機関】
地域政策課


【概要】

運行頻度・運行時間の見直し等により利用者の利便性の向上を図るとともに、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

【内容等】

- ・バス交通結節点の整備、維持管理

≪令和5年度の予定≫

名称	内容
下見・鏡山地区交通結節点	大学会館前（R3.12 供用開始） ・バスバース 2箇所 ・パークアンドライド駐車場（有料）33台 ・駐輪場 46台 広島大学中央口（R5.3 供用開始） ・バスバース 3箇所 ・待合室、トイレ ・バスロケーションシステム 1台 ・駐輪場 15台
	 <p>【広島大学中央口（愛称：コノハテラス）】</p>
黒瀬地区交通結節点	令和7年度末頃の供用開始に向け整備中
志和地区交通結節点	整備検討中

7 災害に備えた道路交通環境の整備

(1)災害に備えた道路の整備

【関係機関】
 建築指導課
 ブランド推進課
 危機管理課

【概要】

災害発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するとともに、災害のおそれのある区間を回避・代替する道路を整備するほか、「道の駅」の地域防災拠点としての活用を推進する。

【内容等】

・緊急輸送道路の指定

≪本市の緊急輸送道路≫

機能区分	道路種別	路線名
第1次 緊急 輸送 道路	高速自動車国道	山陽自動車道
	一般国道 (指定区間)	一般国道2号(東広島バイパス)
		一般国道375号(東広島呉道路)
	一般国道 (指定区間外)	一般国道375号
		一般国道432号
		一般国道486号
	主要地方道	吉田豊栄線
		広島空港線
		志和インター線
		東広島本郷忠海線
矢野安浦線		
一般県道	瀬野川福富本郷線	
第2次 緊急 輸送 道路	一般国道 (指定区間外)	一般国道486号
	主要地方道	吉舎豊栄線
		吉田豊栄線
	一般県道	西条停車場線

・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業の実施(令和6年度以降)

≪要件≫

要件	
1	建築物の敷地が、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画において指定された緊急輸送道路に接するもの
2	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
3	通行障害建築物であること

・道の駅「西条のん太の酒蔵」の「防災道の駅」としての活用

設置者：東広島市

災害ハザード区域の有無：無


防災機能：建物耐震化、無停電化
 通信設備、貯水タンク
 防災トイレ、防災倉庫

駐車場面積：16,950㎡

駐車台数：219台


(大型81台、小型133台、身障者・妊婦用5台)





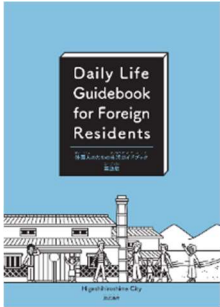

<p>(2)災害発生時における交通規制</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者</p>	<p>【概要】 災害発生時、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>【内容】 ・令和4年度は該当する交通規制等の実施なし</p>
<p>(3)災害発生時における情報提供の充実</p> <p>【関係機関】 各道路管理者</p>	<p>【概要】 災害発生時、被害状況を把握したうえで必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>【内容】 ・地震計、道路監視用カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等を整備 ・「通れるマップ」「ひろしま道路ナビ」の活用</p>
<p>8 総合的な駐車対策の推進</p>	
<p>(1)きめ細かな駐車規制と駐車場等整備の推進</p> <p>【関係機関】 建設管理課 都市計画課 東広島警察署</p>	<p>【概要】 地域の交通実態に応じたきめ細やかな駐車規制を推進し、安全で円滑な交通環境確保のため、交通計画や土地利用を踏まえた駐車場の有効利用を促進する。</p> <p>【内容等】 ・駐車規制の見直し ・駐車場と整備促進とパーク＆ライドの広報啓発</p> 
<p>9 道路交通情報の充実</p>	
<p>(1)道路交通情報の充実</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者</p>	<p>【概要】 VICS、ITSの整備・拡充による情報提供の高度化を図るとともに、交通の分散による渋滞の解消により、交通の安全と円滑化を推進するほか、視認性・耐久性に優れた、わかりやすい道路標識や案内標識を整備していく。</p> <p>【内容等】 ・VICS（道路交通情報通信システム）ITS（高度道路交通システム）の整備・拡充 ・視認性、耐久性に優れた道路標識等の設置</p>
<p>10 交通安全に寄与する道路交通環境の整備</p>	
<p>(1)道路占用等の適正化、不法占用物件の排除等</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 各道路管理者</p>	<p>【概要】 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために道路使用及び占用の適正な運用を行い、道路交通に支障をきたす不法占用物件等については、強力な指導取締りにより排除する。</p> <p>【内容】 ・指導取締りによる不法占用物件の排除 ・特に市街地については重点的に是正指導を実施</p>


(2)子供の遊び場等の周知、公園の維持管理 【関係機関】 指導課 都市整備課	【概要】 路上遊びの危険性について児童生徒に理解させ、交通事故を防止するため公園など安全な場所で遊ぶよう周知するとともに、公園が安全で安心な遊び場となるよう適切な維持管理に努める。
	【内容等】 ・児童生徒に対する交通安全指導 ・適切な公園の維持管理

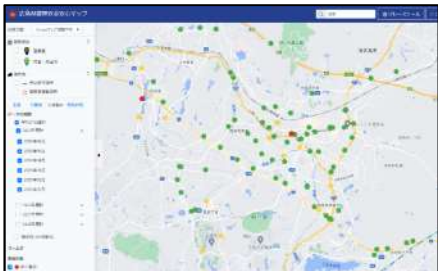
第2節 交通安全思想の普及徹底



1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進												
(1)幼児に対する交通安全教育の推進 【関係機関】 各保育・幼児施設等 東広島警察署 保育課 危機管理課	【概要】 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる交通安全教育を推進する。											
	【内容等】 ・保育施設等における児童を対象とした交通安全教室の実施 <<活動指標>> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全教室</td> <td>16回</td> <td>15回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	交通安全教室	16回	15回	—	—
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
交通安全教室	16回	15回	—	—	—							
(2)小学生に対する交通安全教育の推進 【関係機関】 各小学校 東広島警察署 指導課 危機管理課	【概要】 歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高める交通安全教育を推進する。											
	【内容等】 ・交通指導員による通学路における登校時の早朝街頭指導 ・小学生を対象とした交通安全教室の実施 											
<<活動指標>> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全教室</td> <td>34回</td> <td>30回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	交通安全教室	34回	30回	—	—	—
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
交通安全教室	34回	30回	—	—	—							
(3)中学生に対する交通安全教育の推進 【関係機関】 各中学校 東広島警察署 指導課 危機管理課	【概要】 特に自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路を通行する場合は思いやりをもって他者の安全にも配慮できるような交通安全教育を推進する。											
	【内容等】 ・交通指導員による通学路における登校時の早朝街頭指導 ・中学生を対象とした交通安全教室の実施 <<活動指標>> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全教室</td> <td>9回</td> <td>10回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	交通安全教室	9回	10回	—	—
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
交通安全教室	9回	10回	—	—	—							



<p>(4)高校生に対する交通安全教育の推進</p> <p>【関係機関】 各高等学校 東広島警察署 危機管理課</p>	<p>【概要】 特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進する。</p> <p>【内容等】 ・交通指導員による早朝街頭指導の実施 ・自転車マナーアップ強化月間（5月中）における市内高等学校への啓発資料配布</p>  <p>≪活動指標≫</p> <table border="1" data-bbox="595 577 1361 658"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発資料配布</td> <td>9回</td> <td>9回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	啓発資料配布	9回	9回	—	—	—														
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																						
啓発資料配布	9回	9回	—	—	—																						
<p>(5)成人に対する交通安全教育の推進</p> <p>【関係機関】 各自動車学校 東広島警察署 危機管理課</p>	<p>【概要】 運転者としての社会的責任の自覚、及び安全運転に必要な技能及び技術の取得の観点から、免許取得時及び取得後を中心とした交通安全教育を推進する。</p> <p>【内容等】 ・東広島市交通安全日他における街頭広報啓発（毎月1・11・21日）</p> <p>≪活動指標≫</p> <table border="1" data-bbox="595 987 1361 1068"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街頭広報啓発</td> <td>36回</td> <td>76回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	街頭広報啓発	36回	76回	—	—	—														
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																						
街頭広報啓発	36回	76回	—	—	—																						
<p>(6)高齢者に対する交通安全教育の推進</p> <p>【関係機関】 各自動車学校 東広島警察署 地域包括ケア推進課 危機管理課</p>	<p>【概要】 加齢に伴う身体機能の変化や交通行動に及ぼす影響を考慮した、参加・体験型の交通安全教育を推進する。</p> <p>【内容等】 ・サロン等において高齢者を対象とした交通安全指導を実施</p> <p>≪活動指標≫</p> <table border="1" data-bbox="595 1352 1361 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全教室</td> <td>6回</td> <td>11回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p>・参加・体験型交通安全教室を開催 対象：65歳以上の高齢者</p> <p>≪令和4年度実績≫</p> <table border="1" data-bbox="595 1671 1361 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>日時</th> <th>人数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東広島自動車学校</td> <td>10/17</td> <td>24人</td> <td rowspan="3">①実車教習 ②健康体操 ③サポカー・シニアカー体験</td> </tr> <tr> <td>賀茂自動車学校</td> <td>10/31</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>道祖園自動車学校</td> <td>11/7</td> <td>31人</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	交通安全教室	6回	11回	—	—	—		日時	人数	内容	東広島自動車学校	10/17	24人	①実車教習 ②健康体操 ③サポカー・シニアカー体験	賀茂自動車学校	10/31	35人	道祖園自動車学校	11/7	31人
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																						
交通安全教室	6回	11回	—	—	—																						
	日時	人数	内容																								
東広島自動車学校	10/17	24人	①実車教習 ②健康体操 ③サポカー・シニアカー体験																								
賀茂自動車学校	10/31	35人																									
道祖園自動車学校	11/7	31人																									


<p>(7)障害者に対する交通安全教育の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 障害福祉課 危機管理課</p>	<p>【概要】 障害の種別や程度に応じた交通安全のために必要な技能及び知識の取得を目標とした交通安全教育を推進する。</p> <p>【内容等】 ・地域における福祉の場を利用した交通安全教室</p>																												
<p>(8)外国人に対する交通安全教育の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 市民生活課 危機管理課</p>	<p>【概要】 多言語によるガイドブックやウェブなど各種広報媒体を活用し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及を目的とした交通安全教育を推進する。</p> <p>【内容等】 ・市公式ホームページによる多言語発信 ・外国人のための生活ガイドブックへの掲載</p> <p>≪対応言語≫</p> <table border="1" data-bbox="592 775 1082 954"> <thead> <tr> <th></th> <th>言語名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>やさしい日本語</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中国語</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ポルトガル語</td> </tr> </tbody> </table> 		言語名	1	やさしい日本語	2	英語	3	中国語	4	ポルトガル語																		
	言語名																												
1	やさしい日本語																												
2	英語																												
3	中国語																												
4	ポルトガル語																												
<p>2 効果的な交通安全教育の推進</p>																													
<p>(1)効果的な交通安全教育の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 東広島交通安全協会 危機管理課</p>	<p>【概要】 参加・体験型の教育手法を積極的に活用するほか、受講者の年齢や道路交通への参加態様等に応じた教育内容により、効果的な交通安全教育を推進する。 また、東広島市交通指導員の確保を図るとともに、指導技術向上のための研修会を開催し、その主体的な活動を促進する。</p> <p>【内容等】 ・俊敏性トレーニング機器（クイックシリーズ）の貸出・活用</p> <p>≪活動指標≫</p> <table border="1" data-bbox="592 1429 1362 1509"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ体験人数</td> <td>98人</td> <td>1,363人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・東広島市交通指導員 (会計年度任用職員)の確保 32小学校区中25小学校区に配置 (R5.5現在)</p> <p>≪未配置小学校区≫</p> <table border="1" data-bbox="592 1787 1034 2056"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>御菌宇小学校</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>板城西小学校</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>乃美尾小学校</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上黒瀬小学校</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中黒瀬小学校</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>入野小学校</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>風早小学校</td> </tr> </tbody> </table> 		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	延べ体験人数	98人	1,363人	—	—	—		小学校区名	1	御菌宇小学校	2	板城西小学校	3	乃美尾小学校	4	上黒瀬小学校	5	中黒瀬小学校	6	入野小学校	7	風早小学校
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																								
延べ体験人数	98人	1,363人	—	—	—																								
	小学校区名																												
1	御菌宇小学校																												
2	板城西小学校																												
3	乃美尾小学校																												
4	上黒瀬小学校																												
5	中黒瀬小学校																												
6	入野小学校																												
7	風早小学校																												



3 交通安全に関する普及啓発活動の推進																							
<p>(1)交通安全運動の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 東広島交通安全協会 東広島交通安全連絡会議 危機管理課</p>	<p>【概要】 関係団体と連携して各季に交通安全運動を実施し、広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける。</p> <p>【内容等】 ・各種啓発チラシ、グッズの配布 ・赤色灯車両による早朝・薄暮時の街頭広報啓発 《令和5年度スローガン》 「運転は ゆとりとマナーの ニ刀流」 《令和5年度重点項目》</p> <table border="1" data-bbox="592 613 1067 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>歩行者の安全な通行の確保</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高齢運転者の交通事故防止</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>飲酒運転等の根絶</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自転車の安全利用の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>《令和5年度 期間を定めて実施する運動》</p> <table border="1" data-bbox="592 846 1374 1077"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春の全国交通安全運動</td> <td>5/11～5/20</td> </tr> <tr> <td>自転車マナーアップ強化月間</td> <td>5/1～5/31</td> </tr> <tr> <td>広島県夏の交通安全運動</td> <td>7/11～7/20</td> </tr> <tr> <td>秋の全国交通安全運動</td> <td>9/21～9/30</td> </tr> <tr> <td>年末交通事故防止県民総ぐるみ運動</td> <td>12/1～12/10</td> </tr> </tbody> </table>		項目	1	歩行者の安全な通行の確保	2	高齢運転者の交通事故防止	3	飲酒運転等の根絶	4	自転車の安全利用の推進	名称	期間	春の全国交通安全運動	5/11～5/20	自転車マナーアップ強化月間	5/1～5/31	広島県夏の交通安全運動	7/11～7/20	秋の全国交通安全運動	9/21～9/30	年末交通事故防止県民総ぐるみ運動	12/1～12/10
	項目																						
1	歩行者の安全な通行の確保																						
2	高齢運転者の交通事故防止																						
3	飲酒運転等の根絶																						
4	自転車の安全利用の推進																						
名称	期間																						
春の全国交通安全運動	5/11～5/20																						
自転車マナーアップ強化月間	5/1～5/31																						
広島県夏の交通安全運動	7/11～7/20																						
秋の全国交通安全運動	9/21～9/30																						
年末交通事故防止県民総ぐるみ運動	12/1～12/10																						
<p>(2)自転車の安全利用の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 東広島交通安全協会 危機管理課</p>	<p>【概要】 自転車は「車両」であり、車両としてのルールを遵守する必要がある旨を周知し、自転車の安全利用を促進するため「自転車安全利用五則」の徹底を図るとともに、自転車事故における被害軽減対策として、頭部保護の重要性とヘルメットの被害軽減効果を広報し着用を促進する。</p> <p>【内容等】 ・ホームページによる広報啓発 ・SNS等を利用した若者世代に対する周知徹底 ・道路交通法の一部改正（ヘルメット着用義務化）の周知徹底 《自転車安全利用五則》</p> <table border="1" data-bbox="592 1532 1145 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩道を優先</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間はライトを点灯</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>飲酒運転は禁止</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ヘルメットを着用</td> </tr> </tbody> </table> 		項目	1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩道を優先	2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認	3	夜間はライトを点灯	4	飲酒運転は禁止	5	ヘルメットを着用										
	項目																						
1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩道を優先																						
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認																						
3	夜間はライトを点灯																						
4	飲酒運転は禁止																						
5	ヘルメットを着用																						


<p>(3)シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 東広島交通安全協会 危機管理課</p>	<p>【概要】 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用方法について、関係団体等と連携し、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発活動を展開する。</p> <p>【内容】 ・東広島市交通安全協会におけるチャイルドシート短期無料貸出し 乳幼児用8台、学童用3台（会員向け、14日以内）</p>												
<p>(4)反射材用品等の普及促進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 東広島交通安全協会 危機管理課</p>	<p>【概要】 薄暮時間帯や夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品やLEDライトの普及啓発を図る。</p> <p>【内容】 ・各季交通安全運動、キャンペーン等における反射材用品の配布</p> <p>≪活動指標≫</p> <table border="1" data-bbox="592 752 1362 837"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布個数</td> <td>4,000個</td> <td>6,800個</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※危機管理課における反射材配布個数</p>		R3	R4	R5	R6	R7	配布個数	4,000個	6,800個	—	—	—
	R3	R4	R5	R6	R7								
配布個数	4,000個	6,800個	—	—	—								
<p>(5)飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 東広島交通安全協会 危機管理課</p>	<p>【概要】 地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みを更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。</p> <p>【内容等】 ・ハンドルキーパー運動の普及啓発 ・警察の飲酒運転取締りに連動した広報啓発 ・街頭広報啓発の実施 ・飲酒運転根絶宣言店の拡大推進 (東広島市内120店舗：R5.1現在)</p> <p>≪活動指標≫</p> <table border="1" data-bbox="592 1391 1362 1476"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根絶宣言店</td> <td>120店</td> <td>120店</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 		R3	R4	R5	R6	R7	根絶宣言店	120店	120店	—	—	—
	R3	R4	R5	R6	R7								
根絶宣言店	120店	120店	—	—	—								
<p>(6)交通事故情報の提供</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 危機管理課</p>	<p>【概要】 交通事故防止に関する意識啓発のため、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。</p> <p>【内容】 ・交通事故多発交差点及び事故防止ポイントの市HPへの掲載 ・交通事故発生マップの公開 (県警)</p> 												

4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等													
<p>(1)民間団体等の主体的活動の推進</p> <p>【関係機関】 東広島交通安全連絡会議 東広島交通安全協会 東広島市交通安全母の会</p>	<p>【概要】 交通安全対策に関する各機関・団体が定期的に協議の場を持ち、情報共有をすることにより、それぞれの立場に応じた活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう働きかける。</p> <p>【内容】 ・東広島交通安全連絡会議の定期開催による情報共有 ≪令和4年度実績≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">日時</th> <th style="width: 15%;">参加人数</th> <th style="width: 55%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年末会議</td> <td>11/12</td> <td>15 機関 19 名</td> <td>各団体活動報告、年末出発式</td> </tr> <tr> <td>春の会議</td> <td>3/16</td> <td>14 機関 19 名</td> <td>年間報告、次年度活動計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>・東広島市交通安全母の会 ～交通安全の集いの実施 ・広島県トラック協会東広島分会 ～街頭キャンペーンの実施</p> 		日時	参加人数	内容	年末会議	11/12	15 機関 19 名	各団体活動報告、年末出発式	春の会議	3/16	14 機関 19 名	年間報告、次年度活動計画
	日時	参加人数	内容										
年末会議	11/12	15 機関 19 名	各団体活動報告、年末出発式										
春の会議	3/16	14 機関 19 名	年間報告、次年度活動計画										
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進													
<p>(1)地域における交通安全活動への参加・協働の推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署</p>	<p>【概要】 住民自治協議会や安全協会各支部などが中心となり、当該地域に根差した具体的な目標を設定するなど、行政と市民の協働による交通安全対策を推進し、安全で良好なコミュニティの形成を図る。</p> <p>【内容等】 ・東広島地域交通安全活動推進委員（24名） ～道路交通法で規定、公安委員会委嘱の非常勤特別職公務員 ・48住民自治協議会の交通安全部会等における各種活動の促進</p>												
第3節 安全運転の確保													
1 運転者教育等の充実													
<p>(1)運転免許証を返納しやすい環境の整備</p> <p>【関係機関】 地域包括ケア推進課 危機管理課</p>	<p>【概要】 関係機関・団体と連携し、運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、免許返納者の生活を支える支援施策の充実に向けて関係機関に働きかけるなど、自主返納促進に向けた取り組みを推進する。</p> <p>【内容等】 ・市内5タクシー事業者が返納者に対する運賃1割引を実施 ・県ホームページで「返納者に対する支援事業所」一覧を掲載 ・免許返納専用ダイヤル「#8080（ハレバレ）」の周知</p> 												

<p>(2)認知症のおそれがある者への支援</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 地域包括ケア推進課</p>	<p>【概要】 警察・市との連携を密にし、認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された者、運転免許証の自主返納を検討している高齢運転者等を適切に支援する取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 ・認知症高齢者等の情報共有に関する協定書（H30.6.13）</p>
<p>2 道路交通に関する情報の充実</p>	
<p>(1)道路交通に関する情報の充実</p> <p>【関係機関】 危機管理課</p>	<p>【概要】 道路交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、警報等を適時適切に発表するとともに防災メールなどの情報網の普及と質的向上を目指す。</p> <p>【内容等】 ・東広島市防災メール等配信サービスの普及促進 ・東広島市地域防災計画に基づく各種施策の推進</p>
<p>第4節 車両の安全性の確保</p>	
<p>1 先進安全自動車（ASV）の普及促進及び高齢運転者による事故への安全対策の推進</p>	
<p>(1)先進安全自動車（ASV）の普及促進及び高齢運転者による事故への安全対策の推進</p> <p>【関係機関】 危機管理課</p>	<p>【概要】 先進技術に関する理解醸成の取り組みを推進するとともに、高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、先進安全自動車（ASV、別名：安全運転サポート車、サポカー）の普及促進を推進する。</p> <p>【内容等】 ・参加体験型交通安全教室において安全運転サポート車を紹介</p> 
<p>2 自動運転車の活用の推進</p>	
<p>(1)安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取り組みの促進</p> <p>【関係機関】 地域政策課</p>	<p>【概要】 無人自動運転移動サービス車両の安全な実現に向け、実証実験を促進するほか、自動運転車についてユーザーが過信・誤解することなく使用してもらえるような取り組みを推進する。</p> <p>【内容等】 広島大学、JR西日本との連携協定に基づく、「自動運転・隊列走行BRTプロジェクト」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①導入検討 ②机上シュミレーション ③公道実証実験 

3 自転車の安全利用の確保									
<p>(1)自転車安全整備制度の普及と損害賠償責任保険等への加入促進</p> <p>【関係機関】 技術企画課 危機管理課</p>	<p>【概要】 関係機関・団体等との連携により、自転車利用者に対し、点検整備の重要性や自転車損害賠償責任保険等への加入等について、周知や普及促進を図り、交通における自動車への依存の程度を低減することにより、公共の利益の増進に資する。</p> <p>【内容等】 ・広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（通称：広島県自転車条例）の周知徹底 ・東広島市自転車安全活用計画の策定検討</p>								
第5節 道路交通秩序の維持									
1 交通の指導取締りの強化等									
<p>(1)一般道路における効果的な指導取締り</p> <p>【関係機関】 東広島警察署</p>	<p>【概要】 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた効果的な交通指導取締りを行う。</p> <p>【内容等】 ・東広島警察署による効果的な交通指導取締りの推進 ≪速度取締り指針（R5.1 東広島署公開）≫</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>重点路線</td> <td>国道375号、国道2号</td> </tr> <tr> <td>重点時間帯</td> <td>6:00～10:00、16:00～20:00</td> </tr> </table> <p>≪その他交通指導取締り要点≫</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>重点路線</td> <td>信号無視、歩行者妨害等の重大事故に直結する危険性の高い違反の取締りの強化</td> </tr> <tr> <td>重点路線以外</td> <td>飲酒運転取締り及び通学路における取締りの継続実施</td> </tr> </table>	重点路線	国道375号、国道2号	重点時間帯	6:00～10:00、16:00～20:00	重点路線	信号無視、歩行者妨害等の重大事故に直結する危険性の高い違反の取締りの強化	重点路線以外	飲酒運転取締り及び通学路における取締りの継続実施
重点路線	国道375号、国道2号								
重点時間帯	6:00～10:00、16:00～20:00								
重点路線	信号無視、歩行者妨害等の重大事故に直結する危険性の高い違反の取締りの強化								
重点路線以外	飲酒運転取締り及び通学路における取締りの継続実施								
<p>(2)自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>【関係機関】 東広島警察署</p>	<p>【概要】 不良自転車運転及び歩道通行者に危険を及ぼす違反には指導警告票を交付し、警告に従わないなど悪質・危険な自転車利用者への検挙措置を推進する。</p> <p>【内容等】 自転車運転者講習制度の周知徹底 ≪流れ≫</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>危険行為の繰り返し ※3年以内に2回以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>県公安委員会による講習受講命令</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>講習の受講 ※講習時間：3時間 標準手数料：6,000円</td> </tr> </table> <div style="text-align: right;">  </div>	1	危険行為の繰り返し ※3年以内に2回以上	2	県公安委員会による講習受講命令	3	講習の受講 ※講習時間：3時間 標準手数料：6,000円		
1	危険行為の繰り返し ※3年以内に2回以上								
2	県公安委員会による講習受講命令								
3	講習の受講 ※講習時間：3時間 標準手数料：6,000円								

2 暴走族等対策の推進																																					
<p>(1) 暴走族等追放機運の高揚と暴走行為阻止のための環境整備</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 青少年育成課 危機管理課 東広島市暴走族等追放推進会議</p>	<p>【概要】 「東広島市暴走族等追放の推進に関する条例」に基づき、関係機関、ボランティアと連携して暴走族等追放の機運の高揚を図り、暴走族追放の推進の輪を拡大する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴走族等追放推進会議の定期開催による情報共有 ・夏まつり、酒まつり等における青少年対象の声かけ、巡視活動を実施 ・“社会を明るくする運動” 推進大会との併催による暴走族追放キャンペーンの実施 ・広島県暴走族・少年非行防止対策会議（年2回）への参加 ・東広島市暴力監視追放協議会主催の「暴力追放・排除・進出阻止街頭パレード」への参加 																																				
第6節 救急・救助活動の充実																																					
1 救急・救助体制の整備																																					
<p>(1) 救急・救助体制の整備・拡充</p> <p>【関係機関】 東広島警察署 医療保健課 東広島市消防局</p>	<p>【概要】 東広島市消防局が中心となり、施設、資器材の整備充実に努め、医療機関及び警察との連携を強化し、救急・救助体制の整備拡充を図る。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東広島市消防局（市内～本署及び6分署） <p>≪救急概況（交通事故のみ）≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動件数</td> <td>636件</td> <td>605件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※救急隊の出動件数であり事故件数とは異なる</p> <p>≪救助概況（交通事故のみ）≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動件数</td> <td>68件</td> <td>39件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>活動件数</td> <td>33件</td> <td>13件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>救助人員</td> <td>36人</td> <td>18人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※救助活動の件数</p> 		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	出動件数	636件	605件	—	—	—		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	出動件数	68件	39件	—	—	—	活動件数	33件	13件	—	—	—	救助人員	36人	18人	—	—	—
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																
出動件数	636件	605件	—	—	—																																
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																
出動件数	68件	39件	—	—	—																																
活動件数	33件	13件	—	—	—																																
救助人員	36人	18人	—	—	—																																

2 救急医療体制の整備												
(1)救急医療体制の整備 【関係機関】 医療保健課	【概要】 三次救急医療の整備を目指すほか、初期救急・二次救急医療体制について、施設及びスタッフの充実に努めるほか、ドクターヘリの効果的な運用を図る。											
	【内容等】 ・「東広島市救急医療体制に関する基本計画」(H27.3) ・在宅当番医制、病院群輪番制の運営 初期救急医療機関～27機関 二次救急医療機関～東広島医療センターほか8機関 ※竹原・安芸津地区を含む ≪救急ヘリ要請状況(交通事故のみ)≫ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> <td>R 7</td> </tr> <tr> <td>搬送件数</td> <td>14件</td> <td>8件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	搬送件数	14件	8件	—	—
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
搬送件数	14件	8件	—	—	—							
3 救急関係機関の協力関係の確保等												
(1)救急救命士の養成・配置等の促進 【関係機関】 東広島市消防局	【概要】 医師の指示又は指導助言のもと、救急救命士を含めた救急隊員による応急措置等の質を確保するメディカルコントロール体制の更なる充実に図り、搬送時間の短縮などを旨とする。											
	【内容等】 ・新規養成 救急救命士3名、指導救命士4名、気管挿管認定5名 ビデオ喉頭鏡気管挿管認定3名 ≪救急救命士資格取得者≫ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> <td>R 7</td> </tr> <tr> <td>資格取得者</td> <td>86名</td> <td>83名</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	資格取得者	86名	83名	—	—
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7							
資格取得者	86名	83名	—	—	—							
第7節 交通事故被害者支援の充実強化												
(1)交通事故被害者支援の充実強化 【関係機関】 東広島警察署 人権男女共同参画課 危機管理課	【概要】 交通事故の被害者支援窓口を充実させ、被害者の心情に寄り添った、切れ目のない支援を関係機関と連携して迅速・的確に行っていく。											
	【内容等】 ・被害者支援制度「交通事故相談の手引き」の活用 ・被害者支援窓口における各種福祉制度の周知徹底 ・東広島市犯罪被害者等支援条例の施行(R5.4.1) ・生命のメッセージ展の開催 ≪令和4年度実績≫ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>日時</td> <td>3/13～3/17(5日間)</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>市役所ロビー</td> </tr> <tr> <td>来場者</td> <td>366人</td> </tr> </table> 	日時	3/13～3/17(5日間)	場所	市役所ロビー	来場者	366人					
日時	3/13～3/17(5日間)											
場所	市役所ロビー											
来場者	366人											